

平成29年第11回定例会  
藤崎町教育委員会議事録

日	時	平成29年11月21日(火)	午前9時
場	所	常盤生涯学習文化会館	視聴覚室

## 第11回定例会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 教育委員会議事録の概要

5 報告事項

報告第16号 入札結果について

6 議案事項

議案第35号 平成29年度教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書案について

議案第36号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について

議案第37号 藤崎町年縄伝承館の指定管理者の件

議案第38号 スポーツプラザときわ条例を廃止する条例案

議案第39号 スポーツプラザときわ管理運営規則を廃止する教育委員会規則案

議案第40号 藤崎町教育委員会公印規則の一部を改正する教育委員会規則案

議案第41号 藤崎町教育委員会事務局決裁規定の一部を改正する教育委員会訓令案

7 その他

8 閉 会

## 藤崎町教育委員会

### 出席者委員

委員	(1番)	田澤 文雄
委員	(2番)	浅瀬石 久仁子
委員	(3番)	榊 公子
委員	(4番)	石澤 貴幸

### 教育委員会事務局

教育長	武田 登
学務課長・給食センター所長	兵藤 範明
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長	森 篤

### 事務局職員

学務課課長補佐	木村 宣文
学務課学務係長	長内 真理子
学務課主事	阿保 匠

午前9時 開会

◎武田教育長 ただいまから、平成29年第11回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を2番の浅瀬石委員と3番の榊委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。会期を平成29年11月21日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 異議無しと認め、会期を平成29年11月21日の一日間とします。次に、平成29年第10回藤崎町教育委員会の定例会の概要について、報告をお願いします。

◎木村学務課課長補佐（事務局）平成29年第10回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。平成29年第10回定例会は、平成29年10月23日（月）午後1時30分から常盤生涯学習文化会館多目的ホールにおいて開催されました。委員及び関係者の欠席はありませんでした。

報告事項では、報告第15号「スポーツプラザときわ」の行政財産から教育財産への用途変更についてが報告されました。

議案事項では、議案第34号学区外就学承認願についてが審議されました。

第10回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎武田教育長 報告が終わりましたが、ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、報告事項に入ります。報告第16号「入札結果について」報告をお願いします。

◎木村学務課課長補佐（事務局）1ページをお開き下さい。報告第16号「入札結果」について標記について、別紙のとおり報告する。

平成29年11月21日提出

提出者 藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 スポーツプラザ藤崎の電気設備等修繕工事の入札結果について、報告するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

3ページをお開き下さい。資料1、入札結果についてでございます。

「生涯学習課・工事関係」で、工事番号「藤財工 第41号」、工事名「スポーツプラザ藤崎電気設備等修繕工事」、入札日「平成29年11月10日」、落札業者名「有限会社 ナリデン」、落札金額「357万円」、工期「平成29年11月

15日から平成30年2月28日」、工事内容は、「建築基準法による定期検査により指摘された、電気ボックスの改修・防火区画壁亀裂改修等の修繕工事」であります。

「入札結果」については、以上であります。

◎武田教育長 報告が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、続いて議案審議に移ります。議案第35号「平成29年度教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書案について」を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課課長補佐（事務局） 4ページをお開き下さい。議案第35号「平成29年度教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書案」について標記については、別紙のとおりとしこれを議会へ提出する。

平成29年11月21日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施し、その結果の報告書を作成したので、平成29年度教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書（平成28年度の実績）を提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

別紙資料を御覧下さい。資料1、平成29年度教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書（案）平成28年度の実績でございます。

それでは、2ページをお開き下さい。2の（1）の教育委員会基本方針に基づき、（2）重点施策の項目別に事業の実績等について、3ページの4に基づいて評価しております。

今年度の教育委員会の事務の点検及び評価については、5に記載の鈴木正治氏、三上津香子氏の両名に意見・提言を頂きました。

4ページから10ページまでは、教育委員会の概要及び平成28年度の活動状況が記載されております。

11ページ以降が点検及び評価に関するものとなっております。今回から新たに点検評価の対象となりました主な事業は、18ページ3の語学研修補助金は、小中学生の英語力向上やコミュニケーション能力の育成を目的として、青森県及び町教育委員会が開催する宿泊を伴った学習に参加した場合に補助金を交付しているものであります。

25 ページ1 の子ども総合学習塾は、小学生を対象として弘前大学との連携により学生を派遣していただき、土曜日・夏休み・冬休みを利用して学習の場を提供しております。

26 ページ10 の図書館資料の収集及び提供は、図書館事業についてこれまで以上に利便性などのサービス向上を迫るためにも改めて評価点検の対象としたものです。

30 ページからは、外部の方の意見が記載されております。各事業において、事業内容で良い点や検討が必要なものなどのご指摘をいただき、34 ページの総評の2行目で「今後は、更に教育及び教育行政の充実・発展のための施策について十分検討を重ね、信頼される教育委員会になるように、教育委員はじめ教育関係者は努めなければならないと考えます。

専門的な分野においては、外部から学識経験を有する者や組織を活用することも必要と思われまます。」とのご意見をいただきました。

平成29年度教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書（案）については、以上であります。

◎武田教育長 この総評の部分についてなんですが、専門的な分野においては、外部から学識経験を有する者や組織を活用することも必要であるという評価を受けていますが、専門的な分野では新たに学識経験者や組織を活用するという部分は事業をやっているところもありますよね。

◎森生涯学習課長 はい、キャリア教育の分野で小学生、中学生に指導していただいております。外部から学識経験を有する者や組織を活用することができる人材をもっと入れることができるというご指摘ではないかと思えます。今年度も引き続き、外部の協力を得て実施しております。

◎田澤委員 ICT 機器購入については、藤崎町の教育環境が充実しているのではないかと思います。他町村との教育委員との話の中で進んでいないと聞きます。その中では藤崎町は進んでいるのではないかと思います。また、教育に関する学識経験を有する外部の方の意見として平成28年度は、学校教育環境の整備に留意していることは高く評価できます。外部の方から好意的に評価されています。このことに関して学校としても活用できるので大変よいのではないかと感想として述べます。

◎武田教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無いようですが、議案第35号「平成29年度教育委員会の事務の点検

及び評価に関する報告書案について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、議案第35号「平成29年度教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書案について」を原案のとおり承認します。続いて、議案第36号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課課長補佐（事務局）7ページをお開き下さい。議案第36号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出」について議会の議決を経るべき次の議案について、町長から意見を求められたが別紙原案のとおり了承する。

1、平成29年度藤崎町一般会計（教育費）第5回補正予算案。

平成29年11月21日提出

提出者 藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 議会の議決を経るべき議案について町長から意見を求められたことに伴い、教育委員会の決定を得る必要があるため提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

9ページをお開き下さい。資料2、第1表、歳入歳出予算補正。

歳入については、国庫支出金が179万5千円の減額、諸収入が60万円の減額、町債が430万円を増額するものであります。

歳出については、教育総務費が235万円の増額、小学校費は274万8千円の増額、中学校費が182万8千円の増額、社会教育費が517万9千を増額するものであります。

10ページは、歳入歳出予算事項別明細書、11ページから14ページが、細目別の内訳であります。

11ページをお開き下さい。主なものを説明いたします。

歳入の教育費国庫補助金は、エネルギーに関する教育支援事業費補助金が教材の査定により、小学校及び中学校の補助金が減額となったものであります。

雑入は、中学生海外派遣事業における参加者負担金について、当初は町が負担金を徴収する計画でしたが、旅行業法に従い委託した旅行者へ参加者が直接支払うこととなったため、減額するものです。

教育債は、常盤生涯学習文化会館の改修に伴う設計業務の財源とするため増額ものです。

12ページをお開き下さい。歳出の、事務局費・13委託料・中学生海外派遣

事業委託料の減額は、さきほど申しました負担金を参加者が直接旅行者に支払いした分と、引率者の費用を旅費から支払ったためであります。そして、教職員健診委託料の減額はほかの健診の受診者が増加したことから、減額するものであります。

19負担金補助及び交付金の増額は、常盤小学校のマーチングバンドが全国大会に出場する経費や、その他の団体が東北大会や全国大会に出場した場合に対応するものであります。

給食センター費・11需用費の燃料費の増額は、前年度並みの使用量推計と購入価格の高騰によるものであります。

13ページをお開き下さい。藤崎中央小学校費・11需用費の修繕料の増額はボイラーの排煙濃度計の修繕や児童用トイレ等の修繕をするためのものです。

各小中学校の燃料費及び光熱水費の増額は、前年度並みの使用量推計と購入価格の高騰によるものであります。

14ページをお開きください。保健体育費・19負担金補助及び交付金の増額は、藤崎町スポーツ少年団・常盤ジュニアバドミントンクラブが東北大会などに出場する経費の補助であります。

常盤生涯学習文化会館管理運営費・13委託料の増額は、常盤生涯学習文化会館の改修に係る実施設計を行うためのものであります。

1、平成29年度藤崎町一般会計（教育費）第5回補正予算案については、以上であります。

◎森生涯学習課長 スポーツ少年団の大会補助金については、派遣するではなくした実績に基づいて予算化して支出する。柔道とジュニアバドミントンが東北大会まで出場したため補助金を支給したので増額となります。

◎武田教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無いようですが、議案第36号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、議案第36号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」を原案のとおり承認します。続いて、議案第37号「藤崎町年縄伝承館の指定管理者の件」を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課課長補佐（事務局）15ページをお開き下さい。議案第37号「藤崎町年縄伝承館の指定管理者の指定の件」標記については、別紙のとおりとしこれを議

会へ提出する。

平成29年11月21日提出

提出者 藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 藤崎町年縄伝承館の指定管理者を次のとおり指定したいので、教育委員会の承認を求めるため提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

17ページをお開き下さい。資料3、藤崎町年縄伝承館の指定管理者の指定の件。

現在の指定期間が平成30年3月31日で終了することから、新たに指定管理者を藤崎町年縄奉納行事伝承保存協議会 会長 吉村忠男として、指定の期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までとするものです。

藤崎町年縄伝承館の指定管理者の指定の件については、以上であります。

◎武田教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無いようですが、議案第37号「藤崎町年縄伝承館の指定管理者の件」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、議案第37号「藤崎町年縄伝承館の指定管理者の件」を原案のとおり承認します。次の議案に入りますが、議案第38号から議案第41号は関連した議案であるため、一括での説明後に審議し、決をとることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 異議無しと認め、事務局の説明を求めます。

◎木村学務課課長補佐（事務局）18ページをお開き下さい。議案第38号「スポーツプラザときわ条例を廃止する条例案」スポーツプラザときわ条例を廃止する条例を次のように定める。

平成29年11月21日提出

提出者 藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 「スポーツプラザときわ」を明徳中学校体育館として、教育財産である学校施設に移管するため提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

20ページをお開き下さい。資料4、スポーツプラザときわ条例を廃止する条

例。

スポーツプラザときわ条例(平成 17 年藤崎町条例第 83 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

21 ページをお開き下さい。議案第 39 号「スポーツプラザときわ管理運営規則を廃止する教育委員会規則案」スポーツプラザときわ管理運営規則を廃止する教育委員会規則を次のように定める

平成 29 年 11 月 21 日提出

提出者 藤崎町教育委員会 教育長 武 田 登

理由 「スポーツプラザときわ」を廃止することに伴い、管理運営規則を廃止するため提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

23 ページをお開き下さい。資料 5、スポーツプラザときわ管理運営規則を廃止する教育委員会規則。

スポーツプラザときわ管理運営規則(平成 17 年藤崎町教育委員会規則第 28 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

24 ページをお開き下さい。議案第 40 号「藤崎町教育委員会公印規則の一部を改正する教育委員会規則案」藤崎町教育委員会公印規則の一部を改正する教育委員会規則を次のように定める。

平成 29 年 11 月 21 日提出

提出者 藤崎町教育委員会 教育長 武 田 登

理由 「スポーツプラザときわ」を廃止することに伴い、公印規則を改正するため提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

26 ページをお開き下さい。資料 6、藤崎町教育委員会公印規則の一部を改正する教育委員会規則。

「スポーツプラザときわ」が、平成 30 年 4 月 1 日から廃止することから、「スポーツプラザときわ館長印」を廃止するものであります。28 ページからは、改正部分に係る新旧対照表を掲載しております。

32 ページをお開き下さい。議案第 41 号「藤崎町教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する教育委員会訓令案」藤崎町教育委員会事務局決裁規程の一部を

改正する教育委員会訓令を次のように定める

平成29年11月21日提出

提出者 藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 「スポーツプラザときわ」を廃止することに伴い、事務局決裁規程を改正するため提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

34ページをお開き下さい。資料7、藤崎町教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する教育委員会訓令。

「スポーツプラザときわ」が、平成30年4月1日から廃止になることから、「スポーツプラザときわ館長」が専決する規程を廃止するものであります。

35ページからは、改正部分に係る新旧対照表を掲載しております。議案第38号から議案第41号までは、以上であります。

◎武田教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無いようですが、議案第38号からと第41号までを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、議案第38号から第41号までを原案のとおり承認します。以上で、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

会議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課

主事 阿保 匠

閉会時間 午前10時

教育長 武田 登

2番 磯谷 石久子

3番 榎 公子